

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 レッドステージ2の期間（2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中）  
※ただし、今後、感染状況などを踏まえ、要請期間の短縮も検討
- ③ 実施内容

## ●府民への呼びかけ

### ○ 不要不急の外出・移動※は自粛すること

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること

（特措法第45条第1項に基づく）

## ● イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

### 【収容人数・収容率等】

○ 【人数上限】 5,000人以下

【収容率】 屋内：50%以下 屋外：人と人との距離を十分に確保（できるだけ2 m）

（特措法第24条第9項に基づく）

○ あわせて、20時以降の時間短縮について協力を依頼

## ●施設について

① 区域 大阪府全域

② 期間 2月8日から緊急事態措置を実施すべき期間中

※ただし、今後、感染状況などを踏まえ、要請期間の短縮も検討

③ 実施内容

### 【特措法第24条第9項に基づく要請】

対象施設	要請内容
<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>	<p>営業時間短縮（5時～20時）を要請 ただし、酒類の提供は11時～19時</p>

## 【協力依頼】

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・ 営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・ 開催するイベントは、人数上限5,000人、かつ、 収容率50%とすること
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・ 営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時
物品販売業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000㎡超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。  
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

## ● 上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと

### < 経済界 > へのお願い

- 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること（特措法第24条第9項に基づく）
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること  
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること（特措法第24条第9項に基づく）

### < 大学等 > へのお願い

- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的实施等により学修機会を確保すること（特措法第24条第9項に基づく）
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについて、学生等に注意喚起を徹底すること  
部活動における感染リスクの高い活動は自粛すること（特措法第24条第9項に基づく）